

入間市水道事業給水条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正目的

平成 30 年 12 月 12 日に水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が無期限から 5 年間となり、5 年ごとの更新制が導入されたことに伴い、指定の更新に係る事務手数料を新たに定めるものです。

2 改正要旨

(1)指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る事務手数料

指定の更新に係る事務手数料について、1 件につき 10,000 円とするものです。

(2)水道法施行令の改正に伴う条文の整備

平成 31 年 4 月 17 日、水道法施行令の一部改正により、新たに第 4 条が追加されたことに伴い、条例第 3 3 条第 1 項中の「第 5 条」を「第 6 条」に改めるものです。

3 施行日

令和元年 10 月 1 日